

令和6年 中間市農業委員会総会（8月）議事録

1. 開催日時 令和6年8月9日（金）9時28分開会～9時50分閉会
2. 開催場所 中間市地域交流センター 第1会議室
3. 出席委員 6名 会長 柴田 功 1番 貞末 照 2番 白橋 宏
3番 貞末 重雄 4番 日高 靖 6番 井上 俊子
4. 推進委員 3名 丸山 政和 小西 一史 田中 久光
5. 傍聴者 2名 阿部 伊知雄 柴田 広辞
6. 事務局 4名 宮崎事務局長 花田係長 坂本 熊井
7. 議事日程について
報告第1号 農地法第5条の第1項第6号の規定による届出について（転用）
議案第15号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
（利用権設定）
議案第16号 農用地利用配分計画案に関する意見について（利用権設定）

【議事内容】

〇〇議長：定刻前ですが皆さんお揃いですので始めたいと思います。

ただいまの出席委員は6名で委員定数の過半数に達しています。よって、令和6年8月の農業委員会は成立いたしました。それでは本日の会議を始めたいと思います。本日の日程は、お手元の議案書の要領で進行いたしますのでよろしくお願いたします。

報告についてを議題といたします。

報告第1号「農地法第5条の第1項第6号の規定による届出について（転用）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

事務局：資料1ページをお開きください。報告第1号「農地法第5条の第1項第6号の規定による届出について（転用）」です。この届出は所有者及び地目の変更を伴う届出となっております。今回1件届出がなされていますので、ご説明いたします。農地の所在中間市長津三丁目〇〇〇〇。面積406㎡。譲渡人〇〇〇〇。住所中間市長津二丁目〇〇〇〇。譲受人〇〇〇〇。住所中間市長津三丁目〇〇〇〇。転用

目的は露天資材置場となっています。

ただいまご説明した土地の位置図及び写真を2ページに載せていますのでご確認ください。説明は以上です。

〇〇議長：事務局の説明がありました。本件についてご意見はありませんか。

位置図と写真を見比べていただければ分かるかと思いますが、今回の案件となっている土地の左右は既に転用されているようです。これは、左右とも譲受人のものですか。

事務局：位置図の左側のみ、既に転用して譲受人のものとなっております。今回、農地として残っている土地を露天資材置き場として転用しております。

〇〇議長：分かりました。他にご質問等はありませんか。

無いようですので、これで報告第1号を終わります。

続きまして、議決事項についてを議題といたします。

議案第15号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権設定）」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

事務局：資料の6ページをご覧ください。議案第15号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権設定）」についてご説明します。こちらは、農地を所有者から農地中間管理機構へ貸し付ける内容となっておりますので、利用権の設定を受ける者につきましては、1件目のみ読み上げてそれ以降は省略いたしますのでご了承ください。

1件目、農地の所在中間市大字上底井野〇〇〇〇外10筆。面積合計11,645㎡。利用権を設定する者〇〇〇〇。住所春日市〇〇〇〇。利用権の設定を受ける者農地中間管理機構。住所福岡市中央区天神四丁目10番12号。利用目的田。利用期間5年。こちらは使用貸借のため賃借料は発生いたしません。2件目、農地の所在中間市大字上底井野〇〇〇〇外1筆。面積合計2,410㎡。利用権を設定する者〇〇〇〇。住所中間市大字上底井野〇〇〇〇。利用目的田。利用期間5年。こちらは使用貸借のため賃借料は発生いたしません。また、所有者が既に死亡しているため相続権利者の代表として〇〇〇〇氏が申請しております。3件目、農地の所在中間市大字上底井野〇〇〇〇外2筆。面積合計1,711㎡。利用権を設定する者〇〇〇〇。住所中間市大字上底井野〇〇〇〇。利用目的田。利用期間6年。こちらは使用貸借のため賃借料は発生いたしません。4件目、農地の所在中間市大字中底井野〇〇〇〇外7筆。面積合計9,436

m²。利用権を設定する者〇〇〇〇。住所中間市大字中底井野〇〇〇〇。利用目的田。利用期間10年。こちらは使用貸借のため賃借料は発生いたしません。5件目、農地の所在中間市大字垣生〇〇〇〇外1筆。面積合計1,486.72 m²。利用権を設定する者梶原直記。住所中間市大字上底井野〇〇〇〇。利用目的田。利用期間6年。10a当たり賃借料10,300円。6件目、農地の所在中間市大字上底井野〇〇〇〇。面積1,142 m²。利用権を設定する者〇〇〇〇。住所中間市大字垣生〇〇〇〇。利用目的田。利用期間10年。こちらは使用貸借のため賃借料は発生いたしません。7件目、農地の所在中間市大字垣生〇〇〇〇。面積777 m²。利用権を設定する者〇〇〇〇。住所遠賀郡岡垣町上高倉〇〇〇〇。利用目的田。利用期間10年。10a当たり賃借料1,930円。8件目、農地の所在中間市大字垣生〇〇〇〇。面積771 m²。利用権を設定する者〇〇〇〇。住所遠賀郡岡垣町上高倉〇〇〇〇。利用目的田。利用期間10年。10a当たり賃借料10,100円。9件目、農地の所在中間市大字下大隈〇〇〇〇外3筆。面積合計3,771 m²。利用権を設定する者〇〇〇〇。住所中間市大字下大隈〇〇〇〇。利用目的田。利用期間10年。こちらは使用貸借のため賃借料は発生いたしません。10件目、農地の所在中間市大字垣生〇〇〇〇外6筆。面積合計9,389 m²。利用権を設定する者〇〇〇〇。住所中間市大字垣生〇〇〇〇。利用目的田。利用期間10年。10a当たり賃借料10,300円。11件目、農地の所在地中間市大字垣生〇〇〇〇。面積291 m²。利用権を設定する者〇〇〇〇。住所遠賀郡遠賀町大字老良〇〇〇〇。利用目的田。利用期間10年。こちらは使用貸借のため賃借料は発生いたしません。12件目、農地の所在中間市大字下大隈〇〇〇〇外2筆。面積合計3,008 m²。利用権を設定する者〇〇〇〇。住所中間市大字下大隈〇〇〇〇。利用目的田。利用期間4年。こちらは使用貸借のため賃借料は発生いたしません。13件目、農地の所在中間市大字上底井野〇〇〇〇外7筆。面積合計4,600.33 m²。利用権を設定する者〇〇〇〇。住所千葉県勝浦市〇〇〇〇。利用目的田。利用期間6年。10a当たり賃借料10,000円。ご説明した農地につきましては、13ページから23ページに位置図を載せておりますのでご確認下さい。説明は以上です。

〇〇議長：はい。ただいま事務局の説明がありましたが、本件について、ご意見ご質問等はありませんか。

〇〇議長：9ページの7件目と8件目の案件で所有者が同じですが、賃借料が異なっている理由を事務局から説明願います。

事務局：はい。こちらにつきましては、17ページに載せている位置図のとおり、農地

が住宅地に隣接しており、耕作しにくい場所となっているため、他の農地と併せて管理をして欲しいと所有者からお願いされているため、賃借料が低く設定されております。

〇〇議長：基本的には税金くらいの金額を賃借料として契約されているようです。

他にご意見ご質問等はありませんか。

無いようですので採決に入ります。

本件について賛成の方は挙手をお願いします。はい、ありがとうございます。

全員賛成のため、原案のとおり承認されました。これで議案第15号を終わります。つづきまして、議案第16号「農用地利用配分計画案に関する意見について（利用権設定）」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

事務局：資料の26ページをご覧ください。議案第16号「農用地利用配分計画案に関する意見について」ご説明いたします。先ほど議案第15号で承認いただいた利用集積計画の農地を農地中間管理機構から担い手に配分する内容となっているため、位置図は省略しております。

1件目、農地の所在中間市大字上底井野〇〇〇〇外10筆。面積合計11,645㎡。権利の設定を受ける者〇〇〇〇。住所中間市大字上底井野〇〇〇〇。利用目的田。存続期間令和6年11月15日から令和11年10月31日までの5年間。こちらは使用貸借のため賃借料は発生いたしません。2件目、農地の所在中間市大字上底井野〇〇〇〇外1筆。面積合計2,410㎡。権利の設定を受ける者〇〇〇〇。住所中間市大字上底井野〇〇〇〇。利用目的田。存続期間令和6年11月15日から令和11年10月31日までの5年間。こちらは使用貸借のため賃借料は発生いたしません。3件目、農地の所在中間市大字上底井野〇〇〇〇外2筆。面積合計1,711㎡。権利の設定を受ける者〇〇〇〇。住所中間市大字上底井野〇〇〇〇。利用目的田。存続期間令和6年11月15日から令和12年10月31日までの6年間。こちらは使用貸借のため賃借料は発生いたしません。4件目、農地の所在中間市大字中底井野〇〇〇〇外7筆。面積合計9,436㎡。権利の設定を受ける者〇〇〇〇。住所中間市大字中底井野〇〇〇〇。利用目的田。存続期間令和6年11月15日から令和16年10月31日までの10年間。こちらは使用貸借のため賃借料は発生いたしません。5件目、農地の所在中間市大字垣生〇〇〇〇外1筆。面積合計1,486.72㎡。権利の設定を受ける者〇〇〇〇。住所中間市大字垣生〇〇〇〇。利用目的田。存続期間令和6年11月15日から令和12年10月31日までの6年間。10a当たり賃借料10,300円。支払方法は口座振替です。6件目、農地の所在中間

市大字上底井野〇〇〇〇。面積1,142㎡。権利の設定を受ける者〇〇〇〇。住所中間市大字垣生〇〇〇〇。利用目的田。存続期間令和6年11月15日から令和16年10月31日までの10年間。こちらは使用貸借のため賃借料は発生いたしません。7件目、農地の所在中間市大字垣生〇〇〇〇。面積777㎡。権利の設定を受ける者〇〇〇〇。住所中間市大字垣生〇〇〇〇。利用目的田。存続期間令和6年11月15日から令和16年10月31日までの10年間。10aあたり賃借料1,930円。支払方法は口座振替です。8件目、農地の所在中間市大字垣生〇〇〇〇。面積771㎡。権利の設定を受ける者〇〇〇〇。住所中間市大字垣生〇〇〇〇。利用目的田。存続期間令和6年11月15日から令和16年10月31日までの10年間。10aあたり賃借料10,100円。支払方法は口座振替です。9件目、農地の所在中間市大字下大隈〇〇〇〇外3筆。面積合計3,771㎡。権利の設定を受ける者〇〇〇〇。住所中間市大字下大隈〇〇〇〇。利用目的田。存続期間令和6年11月15日から令和16年10月31日までの10年間。こちらは使用貸借のため賃借料は発生いたしません。10件目、農地の所在中間市大字垣生〇〇〇〇外6筆。面積合計9,389㎡。権利の設定を受ける者〇〇〇〇。住所中間市大字垣生〇〇〇〇。利用目的田。存続期間令和6年11月15日から令和16年10月31日までの10年間。10aあたり賃借料10,300円。支払方法は口座振替です。11件目、農地の所在中間市大字垣生〇〇〇〇。面積291㎡。権利の設定を受ける者〇〇〇〇。住所遠賀郡遠賀町大字老良〇〇〇〇。利用目的田。存続期間令和6年11月15日から令和16年10月31日までの10年間。こちらは使用貸借のため賃借料は発生いたしません。12件目、農地の所在中間市大字下大隈〇〇〇〇外2筆。面積合計3,008㎡。権利の設定を受ける者〇〇〇〇。住所中間市大字下大隈〇〇〇〇。利用目的田。存続期間令和6年11月15日から令和10年10月31日までの4年間。こちらは使用貸借のため賃借料は発生いたしません。13件目、農地の所在中間市大字上底井野〇〇〇〇外7筆。面積合計4,600.33㎡。権利の設定を受ける者〇〇〇〇。住所中間市大字中底井野〇〇〇〇。利用目的田。存続期間令和6年11月15日から令和12年10月31日までの6年間。10aあたり賃借料10,000円。支払方法は口座振替です。ご説明した農地につきましては、13ページから23ページに位置図を載せておりますのでご確認下さい。説明は以上です。

〇〇議長：はい。ただいま事務局の説明がありましたが、本件について、ご意見ご質問等はありませんか。

私が気になったのは31ページの11番の案件ですね。所有者及び担い手が〇〇〇〇となっておりますが、これは22ページの位置図を見ていただければ分

かるとおり、〇〇〇〇との境界にある農地です。実際は1筆になっているのですが、一部が中間市に入っているので出されております。

〇〇議長：他にご意見ご質問等はありませんか。

無いようですので採決に入ります。

本件について、賛成の方は挙手をお願いします。はい、ありがとうございます。全員賛成のため、原案のとおり承認されました。これで議案第16号を終わります。

続きまして、「その他」を議題と致します。何かご意見はありますか。

事務局：-農地パトロールについて-

-地域計画について-

〇〇議長：以上で「その他について」を終わりたいと思います。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は会議規則第9条により議長において、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員を指名いたします。

以上をもって全日程を終了いたしましたので、本日の会議を閉会いたします。お疲れ様でした。

議事録署名委員
